

## 入札公告

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年（2026 年）3 月 6 日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

1. 業務名

本庁舎他警備業務

2. 業務内容

別紙 1 「本庁舎他警備業務仕様書」のとおり

3. 契約の期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4. 準備期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 下関市物品・役務契約の競争入札参加資格審査を受け、参加有資格者名簿（業種：警備、部門：常駐警備）に登録されており、地域区分が「市内」で

あること。

(5) 次に示す基準を満たす者であること。

ア 警備業法（昭和 47 法律第 117 号）第 4 条の規定による認定を受けた者

イ 審査基準日（令和 8 年 3 月 1 日。以下同じ。）より過去 5 年以内に、警備業法に違反し、公安委員会から営業停止命令を受けていない者

ウ 審査基準日の直近 2 年間における年間売上高の平均が 1 億円以上であること。

エ 審査基準日の直近の決算における自己資本の額が 1 千万円以上であること。

オ 審査基準日の前日までの営業年数が 10 年以上であること。

(6) 本業務仕様書第 3 項の表の要員配置の基準を満足することができる資格者の確保ができること。

(7) 本業務仕様書第 4 項第 3 号に規定する宿日直業務の従事者として 4 名以上を登録することができること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(10) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）として、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(11) 指定公金事務取扱者として、その人的構成等に照らして公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

## 6. 契約条項を示す場所及び日時

場所：下関市総務部資産経営課、下関市ホームページ上

日時：令和8年3月6日（金）午前10時から

令和8年3月16日（月）正午まで

## 7. 申請方法等

「入札参加資格確認申請書（様式①）」に次の書類を添付の上、郵送し、又は持参すること。

- (1) 市税の滞納なし証明書（申請日から3月以内に発行したもの。写し可。）
- (2) 商業登記簿謄本（申請日から2か月以内に発行したもの。写し可。）
- (3) 財務諸表（直近2期分のもの）
- (4) 警備業法第4条の規定による認定を受けていることを証する書類（写し）
- (5) 国又は地方公共団体その他公共団体との契約実績表（様式②）（契約実績を有する場合のみ。契約書の写しを添付すること。）
- (6) 有資格者の雇用人数等の表（様式③）
- (7) 個人情報保護及び法令遵守に関する方針並びに体制を記載した書類
- (8) 国又は地方公共団体その他公共団体との公金事務に係る契約書の写し（契約実績を有する場合のみ。）

## 8. 申請書の提出期限

(1) 申請書提出期間 令和8年3月16日（月）正午

(2) 提出先 〒750-8521

下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎東棟4階

下関市総務部資産経営課

## 9. 質問の方法

- (1) 本入札による質問は、ファクシミリ（083-231-3158）によること。
- (2) 質問の期限は、令和8年3月11日（水）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 質問先：下関市総務部資産経営課庁舎管理係

## 10. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別途「入札参加資格確認通知書」で通知する。

## 11. 入札方法

- (1) 「入札書（様式④）」によること。入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、委託期間を通じた総額の委託料を記載すること。
- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札書比較価格以下の入札額のうち、最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、最低入札額が入札書比較価格以下でない場合を考慮して、入札回数は、初回を含めて3回までとする。

## 12. 入札日時等

(1) 入札年月日 令和8年3月23日（月）

(2) 受付時間

ア 入札保証金の納付を要する者 午後1時30分から午後2時まで

イ 入札保証金の納付を要しない者 午後2時から午後2時30分まで

(3) 入札開始予定時刻 午後2時30分

ただし、入札参加資格者の全員の受付が完了した場合（入札保証金の納付を要する者がある場合にあっては、当該者の入札保証金の納付が完了した場合は、時刻を繰り上げて執行する場合があります。

(4) 入札会場（受付） 下関市南部町1番1号

下関市役所本庁舎東棟4階 411会議室

(注) 入札保証金の納付の要否によって受付時間が異なっており、それぞれに必要な受付時間を経過して受付が完了していない場合は、入札参加資格者であっても入札に参加できない。

## 13. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要であるものについては、後日、

「入札参加資格確認通知書」により通知する。

#### 14. その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、「委任状（様式⑤）」を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のないものの行った入札又は関係法令に定める条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は、入札に参加できない。
- (4) 明瞭でない入札書（入札額が修正されたものを含む。）又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は、無効とする。
- (5) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は、無効とする。
- (6) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は、無効とする。
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 契約締結時までに、落札者が入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止の措置を受けたときは、落札の決定を取り消す。
- (9) 入札参加資格申請に係る費用の一切は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は、返還しない。
- (10) 業務の開始にあたり、業務の引継ぎに係る一切の費用は、全て引き継ぐ者の負担（引継ぎを受ける者の同意によるものを除く。）とする。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (12) 契約締結後、落札者は、業務開始日までに業務における従事者名簿及び配置図（実施計画書）を提出すること。
- (13) 落札者は、契約締結前に法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者として、市長から指定を受けること。

- (14) 本契約は、令和8年度下関市当初予算成立を前提としており、令和8年第1回下関市議会定例会（3月議会）において、本契約に係る予算案が否決された場合は、当該契約手続を行わないものとする。また、翌年度（令和9年度）以降において歳入歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。